

概要版

第5期 川越町障害者計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

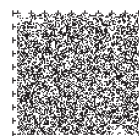
第7期 川越町障害福祉計画

第3期 川越町障害児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

すべての人がともにつながり認め合う、
いきいきと暮らせるまちづくり

令和6(2024)年4月
川 越 町



1 計画策定の趣旨

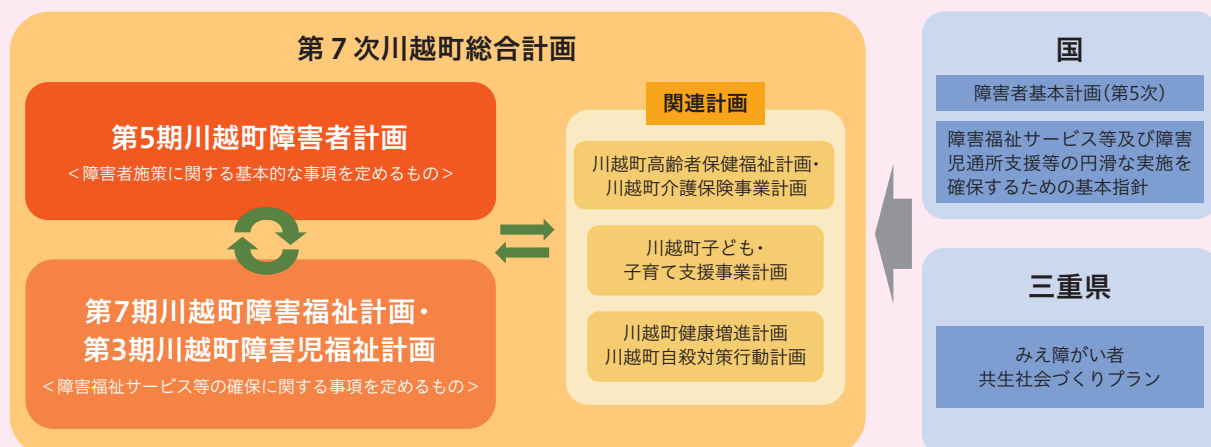
障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けるためには、障害者のニーズを捉え、障害特性に応じた住まい・相談・就労・社会参加・障害福祉サービスの充実など、ライフステージに応じたサービスの提供が必要です。また、介助における困りごと、親亡き後や緊急時の対応への不安など、家族の負担を軽減する取組も欠かせません。

障害福祉関連の法体制の整備状況や、住民ニーズ等の社会情勢、本町の障害のある人の施策の実施状況等を踏まえつつ、総合的に障害のある人の施策を推進するため、計画を策定し施策・事業のさらなる推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第1項で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

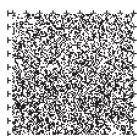
また、本町の最上位計画である「第7次川越町総合計画」における基本計画の施策を推進するための個別計画として位置付けるとともに、各種関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

第5期川越町障害者計画の期間は令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。第7期川越町障害福祉計画および第3期川越町障害児福祉計画の期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。また、国などの動向を踏まえ期間中の見直しなどに柔軟に対応できるようにします。

令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度
第7次川越町総合計画(2021～2030年度)							
第5期川越町障害者計画(2024～2029年度)							
第7期川越町障害福祉計画(2024～2026年度) 第3期川越町障害児福祉計画(2024～2026年度)							



4

基本方針・基本理念

「第7次川越町総合計画」においてめざす将来像キャッチフレーズとして掲げている「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」の実現に向け、「すべての人がともにつながり認め合う、いきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として掲げるとともに、アンケート結果などに基づく障害のある人の現状等を踏まえ、取組を推進することをめざします。



すべての人がともにつながり認め合う、
いきいきと暮らせるまちづくり



5

施策の体系

基本理念

取組分野

施策の方向

すべての人がともにつながり認め合う、いきいきと暮らせるまちづくり

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 障害のある人の活動・交流を支える体制づくりとボランティア活動の推進
- (2) 住宅の確保
- (3) 移動しやすい環境の整備等
- (4) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報提供の充実等
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 行政情報のアクセシビリティの向上

4. 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

5. 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等

6. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (4) 障害福祉サービスの質の向上等
- (5) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する

7. 教育の振興

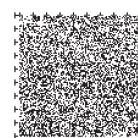
- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 療育体制の充実

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

9. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

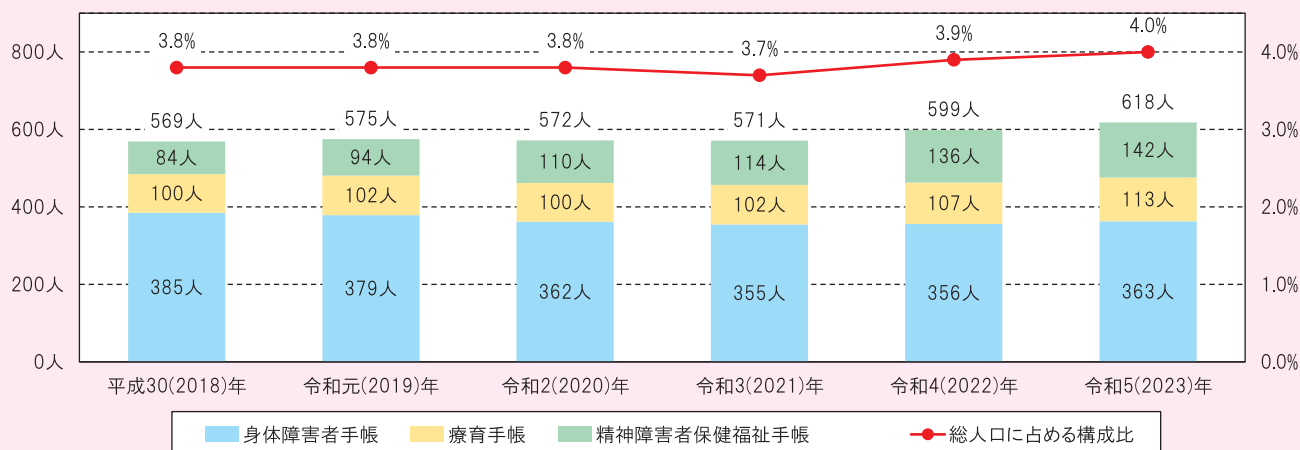
- (1) 障害者スポーツ、文化・芸術活動の充実



6

川越町における障害のある人の状況

障害者数は増えており、平成30年度から令和5年度までの6か年で10.9%増加しています。特に、精神障害者の増加率が高くなっています。



7

アンケート調査結果（一部抜粋）

このアンケートは、計画を策定するにあたり、障害福祉に関する意識、意向や、障害のある方々のサービス利用実態等を把握し、施策推進の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

障害のある人

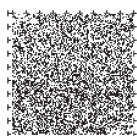
あなたが、現在、とくに不安に感じていることは何ですか。（複数回答）



障害の種別によって不安なことが違うね

赤字は障害種別等ごとで最も多い項目 構成比は%

	障害者全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害児全体
回答者数	265 人	198 人	36 人	48 人	25 人
ご自身およびお子さんの健康状態、障害のこと	49.8	54.0	36.1	47.9	36.0
経済的なこと	30.2	26.3	11.1	54.2	24.0
災害時の対応のこと	21.1	23.7	22.2	10.4	20.0
介助者が病気などで一時的に介助できなくなった場合の対応について	15.1	15.7	22.2	10.4	24.0
ご自身およびお子さんの仕事のこと	13.6	7.6	22.2	29.2	36.0
親などの老後や、親などがいなくなってしまうこと	13.6	2.5	52.8	29.2	68.0
ご自身およびお子さんに対する介助のこと	12.1	13.6	8.3	8.3	4.0
身のまわりの安全のこと	8.3	7.1	16.7	12.5	8.0
住まいのこと	6.0	6.1	2.8	6.3	0.0
近所づきあいのこと	4.5	3.5	8.3	8.3	4.0
生活全般の見守りのこと	4.2	3.5	0.0	8.3	16.0
その他	1.9	1.0	2.8	4.2	8.0
とくにない	15.8	19.2	11.1	4.2	8.0



障害のある人

あなたは、5年前と比べて障害のある人に対する地域内での理解について、どのように感じていますか。(回答は1つ)

思いやりの心をもって、支えあうことが大事だね

赤字は障害種別等ごとで「理解は深まっている」と「理解は深まっていない」の多い項目 構成比は%

	障害者全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害児全体	町民
回答者数	278人	207人	37人	53人	31人	181人
「理解は深まっている」	16.2	15.9	21.6	7.6	29.0	23.8
「理解は深まっていない」	23.0	20.3	13.5	35.9	22.6	22.1
どちらとも言えない	23.4	24.6	27.0	18.9	12.9	23.8
わからない	37.4	39.1	37.8	37.7	35.5	30.4

「理解は深まっている」は「かなり深まっていると思う」と「ある程度深まっていると思う」の合計

「理解は深まっていない」は「あまり深まっていないと思う」と「まったく深まっていないと思う」の合計

障害のある人

地震などの災害時において、「避難する際」に困ること、不安に思うことは何ですか。(複数回答)

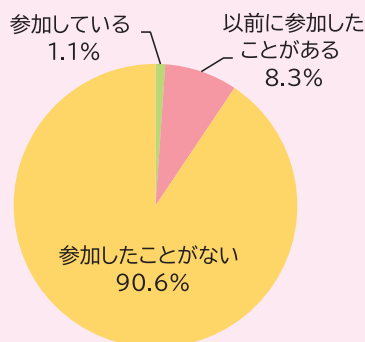
みんなの命を守るためには、インクルーシブ防災が必要だね。(包括的な、排除しない)

赤字は障害種別等ごとで最も多い項目 構成比は%

	障害者全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	障害児全体
回答者数	284人	215人	36人	53人	31人
安全なところまで、迅速に避難することができない	43.3	47.4	50.0	20.8	67.7
どのように対応すべきか自分で判断できない	34.9	29.3	69.4	34.0	74.2
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	24.3	21.4	47.2	22.6	51.6
自分の身の周りで何が起きているのか把握できない	23.9	20.0	50.0	26.4	51.6
救助を求めることができない	21.5	20.9	36.1	18.9	54.8
周囲とコミュニケーションがとれない	17.6	11.6	52.8	18.9	54.8
その他	3.2	3.7	0.0	1.9	3.2
とくに困ることはない	18.7	9.5	11.1	22.6	6.5
わからない	13.0	12.1	2.8	22.6	3.2

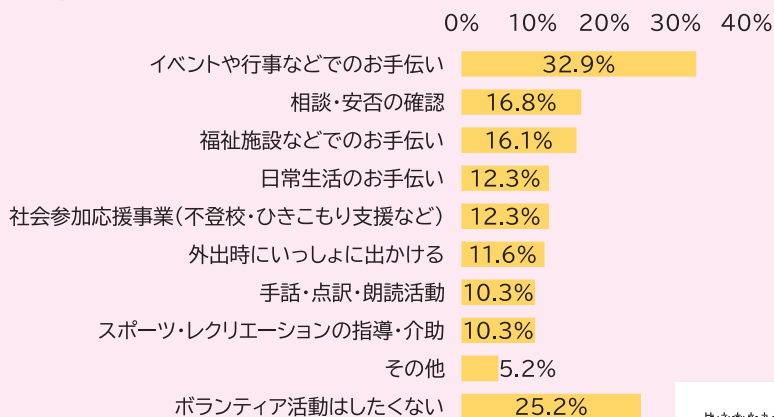
町民

障害のある人に対するボランティア活動に参加したことがありますか。(回答は1つ)

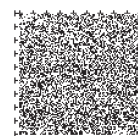


町民

今後、障害のある人などに対する、どのようなボランティア活動に参加したいと思いますか。(複数回答)



こういうお手伝いならしてもいいという人がいるね



主なサービスを抜粋しています。

※1か月あたりの利用人数の見込みです

ご自宅での生活を支えるサービス

居宅介護(ホームヘルプ)

居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
11人	12人	13人

短期入所(ショートステイ)

在宅で障害のある人を介護している保護者が、病気、冠婚葬祭などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
9人	10人	11人

その他、日中一時支援 など

お出かけ(外出)を支えるサービス

移動支援

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
10人	11人	12人

その他、同行援護 行動援護 など



働く・通う場での活動を支えるサービス

生活介護

常時介護が必要な人に、主として昼間において、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の場を提供します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
29人	30人	31人

就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
4人	4人	4人

就労定着支援

障害のある人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2人	2人	2人

就労継続支援

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばず訓練などを受けるB型があります。

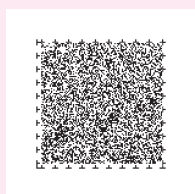
< A型 >

令和6年度	令和7年度	令和8年度
12人	12人	12人

< B型 >

令和6年度	令和7年度	令和8年度
31人	34人	36人

その他、自立訓練(機能訓練・生活訓練)
宿泊型自立訓練
就労選択支援 など



住まいの場での生活を支えるサービス

共同生活援助(グループホーム)

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
31人	32人	34人

施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排泄、食事の提供などを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
5人	5人	4人

その他、療養介護 など

子どもの育ちを支えるサービス

児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
21人	22人	23人

保育所等訪問支援

障害のある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2人	3人	4人

放課後等デイサービス

学校に就学している障害のある児童に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

令和6年度	令和7年度	令和8年度
60人	63人	66人

その他、訪問型児童発達支援 など



障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標

精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人も地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設け、地域で支え合う仕組みづくりに向けて協議を進めます。

地域生活支援拠点等が有する 機能の充実

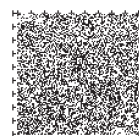
障害のある人が緊急時における迅速・確実な相談支援の実施や短期入所の活用を可能とすることにより、障害のある人が安心して地域で生活できる支援体制の整備を進めていきます。

相談支援体制の充実・強化等

障害のある人からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置を進め、相談支援体制の強化を図ります。

障害児支援の提供体制の整備等

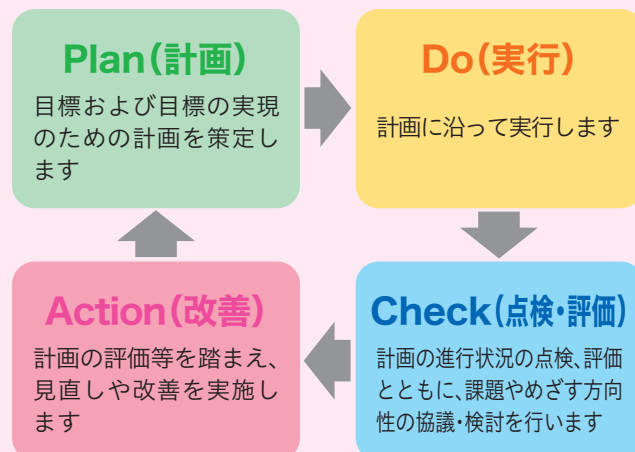
医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・保育・教育等の関係機関とも連携を図り、障害のあるお子さんやその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。



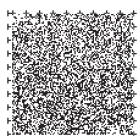
計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定(Plan)、計画に基づく取組(Do)、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで(Check)、その後の取組を改善する(Action)の一連のPDCAサイクルに基づき、各年度において、サービスの供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行にかかる成果目標等についての達成状況の点検・評価を行います。

計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議をし、PDCAサイクルの着実な実行に努めます。



推進体制のイメージ図



発行:川越町 発行年月:令和6年3月 編集:川越町福祉課

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地
TEL 059-366-7116 FAX 059-365-5380